

令和5年

第2回 農業委員会会議録

阿蘇市農業委員会

## 令和5年 第2回阿蘇市農業委員会 会議録

1 開催日時 令和5年2月10日（金曜） 午後3時開会

2 開催場所 阿蘇市役所北側大会議室

3 農業委員出席者（黒：出席、赤：欠席）

1 番 古閑 隆一 2 番 古澤 一雄 3 番 石本 健二 4 番 岩下 浩徳  
5 番 井手 孝義 6 番 田代 純一 7 番 檜木 すみ子 8 番 竹原 真理子  
9 番 山口 正孝 10 番 岩下 保男 11 番 知里口 香穂里 12 番 山内 市男  
13 番 西村 豊治 14 番 田嶋 政隆 15 番 今村 光也 16 番 梅井 浩二  
17 番 黒川 龍己 18 番 和田 敏喜 19 番 木村 広典

4 農地利用最適化推進委員出席者（黒：出席、赤：欠席、青：出席依頼なし）

1 番 中村 秀政 2 番 市原 英一 3 番 今井 健一 4 番 佐藤 範一  
5 番 五嶋 誠次 6 番 山本 利幸 7 番 藤井 博徳 8 番 河崎 利徳  
9 番 永野 成男 10 番 白石 正明 11 番 竹原 忠信 12 番 古木 雄三  
13 番 山中 健二 14 番 大友 浩喜 15 番 佐藤 弘明 16 番 室 恒和  
17 番 園田 賢臣 18 番 高木 正明 19 番 江藤 則一 20 番 野上 勝喜  
21 番 山本 眞一

5 議事

- ・報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について
- ・議案第5号 農地法の規定による許可申請書の審議について
- ・議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について
- ・議案第7号 農地移動適正化あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

6 農業委員会事務局出席者

事務局長 徳永 稔 事務局次長 上村 文広

## 7 会議の概要

事務局 それでは、ただいまより開会します。本日は、委員 19 名中 17 名の出席で定足数に達していますので、会議規則により第 2 回阿蘇市農業委員会を始めたいと思います。それでは、開会宣告と併せて会長よりご挨拶いただきます。

議長 皆さん、こんにちは。さて、先月は市議会議員選挙も実施され新しい議員さんが決まりました。私達の任期もあとわずかとなりましたが、それぞれの活動よろしくお願ひいたします。今月は、農地パトロールと山鹿市で行う農業委員研修が実施されますのでよろしくお願ひします。それでは、まず農業委員会憲章の唱和を、本日は農業委員 11 番委員お願ひします。

唱和・・・・・・・・(省略)

ありがとうございました。

議長 本日の提案件数は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告 6 件、農地法の規定による許可申請書の審議について、第 3 条によるもの 9 件、第 4 条によるもの 1 件、第 5 条によるもの 3 件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審議について、所有権移転 6 件、利用権の設定 26 件、使用貸借権の設定 3 件、農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について 6 件です。従いまして会期は本日 1 日とします。なお、議事録署名委員については、8 番委員、11 番委員へお願ひ致します。

それでは最初に、報告第 2 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告について事務局より説明願ひします。

事務局 報告第 2 号の 6 件については、農地法 18 条第 6 項に基づく当事者合意による解約報告であります。

順位 1 番から順位 6 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積、等につきましては、議案書のとおりとなっています。

議長 報告第 2 号について質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 質問がないようですので、以上で報告第 2 号を終わります。続きまして、議案第 5 号農地法の規定による許可申請書の審議について 3 条 9 件、4 条 1 件、5 条 3 件、まず 3 条から説明願ひします。

事務局 議案第 5 号農地法第 3 条による許可申請の 9 件の譲受人は、農地法第 3 条及び同施行規則第 17 条 2 項 2 号に適合する者であり現状も農地の形態を成しています。順位 1 番から 9 番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積、申請理由、譲受人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 農地法第 3 条の審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。3 条案件について、原案のとおり

決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 (異議なし。全員挙手。)

議長 全員賛成ですので農地法3条9件は決定します。

つづきまして、第4条1件、第5条3件の転用許可について事務局より説明願います。

事務局 本議案第5号農地法第4条による、転用許可申請の1件は、農地法第4条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第4の許可基準を満たした農地です。順位1番の、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。また、農地法第5条による、転用許可申請の件は、いずれも農地法第5条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第5の許可基準を満たした農地です。順位1番か3番の、譲渡人(貸人)、譲受人(借人)、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

議長 それでは、4条5条案件について調査班の報告を求めます。本日の現地調査班の方々はお疲れ様でした。本日の班長を務められた13番委員より現地調査の報告をお願いいたします。

13番農業委員 今回は、現地調査班5名と事務局2名にて現地調査を行いました。調査結果を報告いたします。まず、はじめに本日のすべての案件の排水関係は、区長及び関係者の同意もあり適切に計画されていることを報告します。また、農地区分第1種及び2種農地については、代替地の検討を行った結果の計画であります。 それでは、

○ 4条順位1番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所から北へ約3.7kmのところになります。申請面積410㎡の敷地に個人住宅(建築面積:152.75㎡)を計画するものです。なお、申請人は平成20年に住所を移転してきましたが、その時すでに住宅が建っており固定資産税も宅地として課税されていたため農地であることを知らなかったとのことで、始末書が添付されております。

農地区分は、第2種農地となります

○ 5条順位1番を説明します。

申請地は、阿蘇地域振興局から南西へ約1.4kmのところになります。申請面積496㎡の敷地に個人住宅(建築面積:86.53㎡)を計画するものです。農地区分は、第1種農地ですが、集落接続により転用は可能です。

○ 5条順位2番を説明します。

申請地は、阿蘇市内牧支所から南東へ約1.4kmのところになります。申請面積235㎡の敷地に建売住宅(建築面積:48.57㎡)を計画するものです。農地区分は、第3種農地となります。

○ 5条順位3番を説明します。

申請地は、阿蘇市内牧支所から南東へ約1.3kmのところになります。

申請面積 246 m<sup>2</sup>の敷地に建売住宅（建築面積：48.57 m<sup>2</sup>）を計画するものです。農地区分は、第3種農地となります。

以上で、現地調査報告を終わります。なお、調査班としては、許可相当と判断しております。

議長 ありがとうございます。地元農業委員さん、推進委員さんから補足説明は、ございませんか。

（発言なし）

議長 それでは、4条、5条の転用許可申請の審議に移りたいと思います。何か質問はありませんか。

（質問、意見なし）

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。4条及び5条案件については、許可相当と判断することに賛成の方は挙手願います。

委員 （異議なし。全員挙手。）

議長 全員賛成ですので農地法4条1件、5条3件は決定します。これで議案第5号3条、4条、5条については、決定いたしました。

議長 続いて議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について事務局より説明願います。

事務局 議案第6号所有権移転の6件は、農振農用地内農地のため、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。

順位1番から6番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議長 議案第6号の所有権移転について何か質問はありませんか。

（質問、意見なし）

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。所有権移転案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 （異議なし。全員挙手。）

議長 全員賛成ですので所有権移転6件は決定します。

議長 次に議案第6号2番の利用権設定について説明願います。

事務局 議案第6号2番の利用権設定の26件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位1番から順位26番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議長 議案第6号2番の利用権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は、ありませんか。

（質問、意見なし）

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委員 （異議なし。全員挙手。）

- 議 長 全員賛成ですので利用権設定 26 件は決定します。
- 議 長 次に議案 6 号 3 番の使用貸借権設定について説明願います。
- 事務局 議案第 6 号 3 番の使用貸借権設定の 3 件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。
- 順位 1 番から順位 3 番までの、貸人、借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。
- 議 長 議案第 6 号の使用貸借権について何か質問はありませんか。
- (質問、意見なし)
- 議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。使用貸借設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 委 員 (異議なし。全員挙手。)
- 議 長 全員賛成ですので使用貸借権設定の 3 件は決定します。
- これで議案第 6 号は、すべて原案のとおり決定いたしました。
- 議 長 続いて議案第 7 号農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について事務局より説明願います。
- 事務局 順位 1 番から 6 番の、売渡人、譲受候補者、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。
- 順位 1 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 13 番委員と農業委員 17 番委員にお願いしたいと思います。
- 順位 2 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 1 番委員と農業委員 16 番委員にお願いしたいと思います。
- 順位 3 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 4 番委員と農業委員 13 番委員にお願いしたいと思います。
- 順位 4 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 11 番委員と農業委員 6 番委員にお願いしたいと思います。
- 順位 5 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 15 番委員と農業委員 4 番委員にお願いしたいと思います。
- 順位 6 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 15 番委員と農業委員 4 番委員にお願いしたいと思います。
- 議 長 議案 7 号のあっせん委員の指名について何か質問はありませんか。
- (質問、発言なし)
- 議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案 7 号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 委 員 (異議なし。全員挙手。)
- 議 長 全員賛成ですので、議案第 7 号は原案のとおり決定します。
- 議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手を願います。
- (発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、阿蘇市農業委員会第2回総会を閉会いたします。